

市長等の措置に係る通知書

（経済部）

2023年6月6日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>補助金の執行 （観光課）</p> <p>①補助金交付申請が事業完了後の申請となっている。</p> <p>（令和4年度海水浴場救護警備事業補助金）</p> <p>補助金交付を受けようとするものは、事業の着手前に申請書ほか関係書類を市長に提出しなければならないとしているが、事業完了後に申請を受け、交付決定をしている。また、本補助金について申請書一式の精査及び完了後提出される書類の事務処理に不備が見られる。</p> <p>なお、藤沢市補助金交付規則では事業の性質上事業の着手前に申請することが困難と市長が認めるものについては、市長が別に定める期日までに提出するものとなっているが、本事業は例年事業着手前に申請手続きを行っており、補助金交付要綱等に別途期日を定めておらず、また、起案時に事後申請に関する説明はなくその意思決定を行っていないもの。</p>	<p>補助金申請手続きについて、申請者に向けた案内書面を新たに作成し、申請に必要な書類等の周知徹底を図った。</p> <p>また、独自の進捗管理表に交付申請の提出・交付決定事務にかかる項目を新たなタスクとして加える等、提出書類の確認に遺漏がない体制を構築した。</p> <p>令和5年度の補助金交付申請については、申請者に対し、事業の着手前の申請書及び関係書類の提出を求め、着手前までに申請書及び関係書類が提出された。これら申請書一式の精査を行った上で事業の着手前に補助金の交付決定を行った。</p> <p>また、補助金交付要綱に定められた事業完了後1月以内に事業完了届兼事業実績報告書が提出され、必要な事務手続きを行った。</p>	2024年 4月1日